



裁 決 書

審査請求人

神奈川県横浜市栄区庄戸3-13-23

永田 親義

平成26年10月20日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく「特定地番に係る特定期間に本件請求者に行った用地交渉記録」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「平成25年度用地交渉記録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年10月6日付け国関整総個情第9号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処分庁は、請求人が当人と事業者間の用地交渉に関する具体的に特定した情報の開示を求めたのに対して、全く無関係な文書を開示したが、これは意図的な誤魔化しであり、もし当該資料が存在する場合は直ちにそれを開示し、存在しない場合はその旨を請求人に回答すべきであり、そのことを求める。

イ 情報公開は、国民主権と民主主義の基本であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）1条には、行政機関の所有する情報の一層の公開を図ることによって、公正で民主的な行政の推進に資すると謳われている。

しかるに本件で開示された情報は、請求人の請求したものと全く無関係なものであることは万人の認めるところであり、このことを事業者自身よく知りながら、請求に該当する情報として開示したのは意図的な誤魔化しであり、情報公開法を踏みにじる違法なものであ



る。

請求しているのは特定地番に請求人が保有する土地について、請求人と事業者の間で特定地番を特定した上で、その土地の売買に関して具体的に交渉した記録である。

しかるに、10月6日付けで開示された情報は、特定地番を特定した上で、それについて具体的に用地交渉した記録は一切なく、請求人と事業者との間の電話連絡や地権者住民らと事業者らとの話し合いの記録のみであり、これらは請求人が請求した情報とは全く無関係のものである。

エ 処分庁は、請求人が要求した情報が存在しないのであれば、そのような情報は無しと回答すべきであるにも拘わらず、請求内容と全く異なる情報を恰もそれが請求された情報であるかのように装って開示したのである。これらの情報が請求内容と全く異なることは誰でも一見してすぐわかることであり、そのことは事業者自身が誰よりもよく知りながら、このようなまやかしの情報を提示したのは意図的に請求人を欺くだけでなく、さらに愚弄する極めて悪質なものとして厳しく糾弾するものである。

オ 以上の如く、原処分は国民主権の民主主義国家では決して許されない行政の不法行為であり、請求人はこれを容認することはできず、行政不服審査法に基づき、ここに審査請求するものである。

以下、開示情報が請求内容と全く異なるものであることについて具体的に示す。

(ア) 特定年月日Aの記録

特定地番等の地権者に対する国交省から委託を受けたと称する業者の電話や自宅訪問について説明を求めた請求人と関東地方整備局X国道事務所(以下「事務所」という。)H課長との電話の記録であり、請求人と事業者の用地交渉とは全く関係がない。

(イ) 特定年月日Bの記録

地権者住民6名(申請人を含む)とH課長ら3名との話し合いの内容で、住民らが財産権の問題を国交省自身ではなく、下請けに委託してやらせるのは不当であると抗議し、さらに電話で同じ日に3回もしつこく掛けるなどの件について厳しく指摘したのに対して、今後そのようなことのないよう注意すると答えるなど、もっぱら業者のやり方について話し合いがなされ、特定地番について請求人と事業者との用地交渉は一切なかった。

(ウ) 特定年月日Cの記録

請求人がH課長に電話で、今まで何人の地権者に電話したかを聞いたのに対して、まだ集計がおわっていないので答えられないとしたもので、請求人と事業者との用地交渉とは全く無関係である。

(エ) 特定年月日Dの記録

請求人とH課長との電話による話の記録で、特定年月日Cに求めた電話した人数については答えられないこと、また電話を掛けることを止めるようにという要求には応じられず、今後も継続して行うことなど言明したもので、用地交渉とは全く関係がない。

(オ) 特定年月日Eの記録

地権者住民7名(申請人を含む)と事務所特定職員I他2名との話し合いの記録であり、主としてトラスト地の地権者と一般の地権者との関係について話し合いがなされた。すなわち、住民らがトラスト地は何人かの共有地になっており、全員が買収に応じない限り用地買収はできず、従って個々の地権者に働きかけても無意味であ

り、税金の無駄遣いであると主張したのに対して、事業担当者らは、トラスト地の地権者と一般の地権者は区別せず、同じように対応していると一貫して答え、話し合いは平行線のままに終わった。これらの話し合いの中で請求人と事業者との間の用地交渉が一切行われなかったのはもちろんである。

(カ) 特定年月日Fの記録

地権者住民6名（申請人を含む）及び住民の傍聴者3名とH課長他2名との話し合いの記録であり、以下の問題が取り上げられた。一つはトラスト地権者の補償について、事業者は一般の地権者と同様に進めると述べた。二つには、トラスト地権者への働きかけは土地収用法適用の準備のためではないかという住民の疑問に対して、事業者は収容とは関係ないと回答した。三つ目として、今回の電話や自宅訪問などの業務を業者に委託した際の予算について、住民ら情報公開で得た資料によると、業務内容に対して余りにも大きく、国民の貴重な税金の無駄遣いとして今後追及していく旨言明した。上の如く、当日の話し合いの内容は請求人と事業者との用地交渉は全く関係ないものであった。

(2) 意見書

ア 処分庁の弁明書は論理破綻である

本件を議論するに当たって重要なことは、言葉の定義をはっきりさせることと、法律、省令、条例、その他定められた規則に則って行うべきであり、それらを自分に都合のよい形に勝手に改変したり、又はそれを無視することがあってはならないし、これが議論に当たっての原則である。

しかるに、処分庁の弁明書は、これらの原則を無視して自ら引用して自らの主張の根拠とした用地交渉に関する規則を勝手に変えて利用した。すなわち、用地交渉について、地方整備局用地事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）19条において、「土地等の取得等に伴う損失の補償に関して土地等の権利者を行う交渉」と定義されていると一応正しく定義を引用しながら、勝手な規則の解釈を行っている。すなわち、そのあと同規則20条を引用し、「事務所長は、（中略）土地等の権利者ごとの補償金額に関しては18条の規定による補償金明細表を作成した後でなければ、用地交渉を行ってはならない。」と規定されており、補償金額の交渉を含む土地等の取得等に伴う損失の補償に関して権利者を行う交渉をいうものであるが、補償金額に関しては事務所長が補償金明細表を作成した後でなければならず、とその時期を限定していることから、補償金額の算定に至るまでの話し合いも当然に用地交渉であることは明らかである、と述べている。

ここで弁明書は、「前段の話し合い」という「取扱規則」に一切存在しない文言を作り出し、これが審査請求人が開示請求と全く無関係な文書としているものを指しているとしているが、これは規則を歪曲した勝手な主張である。取扱規則が定めているのは、「土地等の取り扱い等に伴う損失の補償に関して土地等の権利者を行う交渉」として、損失の補償という一般的で広い言い方から、権利者ごとの補償金額という具体的で個別な問題に交渉内容を進めるに当たっては、事務所長が補償金明細表を作成した後でなければならず、として交渉の段取りを記したものであり、ここに開示請求と無関係な開示文書など出てくるはずは全くないのである。このように誰がみても明らかな「取扱規則」の順序に関する記述と、全く無関係な開示文書を関連づけるのは論理破綻の極みであり、行政として杜撰というだけでなく、国民を



愚弄するものとして厳しく糾弾する。

さらに奇怪なのは、取扱規則20条で権利者ごとの補償金額に関しては、事務所長は18条の規定による補償金明細表を作成した後でなければ、用地交渉を行ってはならないとしてその時期を限定していることから、補償金額の算定に至るまでの前段の話し合いも当然に用地交渉であることは明らかである、と主張しているのは余りの論理無視でまともに批判することができない。用地交渉で時期を限定すれば、なぜ用地交渉でない前段の話し合いが用地交渉の定義に合致して用地交渉に変わるのか、文脈からみて誰がこれを理解できるというのか、弁明書の論理破綻の議論は余りにも稚拙であり、まともな対応などできないのである。

イ 憲法で保障された財産権の無視は許されない

起業者は、平成26年3月6日に特定路線に関して土地収用法を適用し、3月17日に地権者に対する説明会を開催した。審査請求人は、当該説明会への出席を求める起業者からの突然の通知に接して吃驚仰天した。というのは、それまで特定地番の所有者に関して用地交渉は一切ないだけでなく、事務所の委託を受けた業者からの電話、自宅訪問による話し合いなども一切ない中で、突如お前の土地を法的に強制収用することになり、説明会を開くから出席するようにと通告されたからであり、財産権は国民の大事な権利として憲法で保障されていると信じていた者として驚くのは当然である。

そこで、なぜこんなことになったのか事の次第を知るために、特定地番の所有地に関する用地交渉記録の開示を求めた。ところが、開示された用地交渉記録なるものは用地交渉とは何の関係のないものであり、情報公開法に違反するものとして国交大臣に行政不服審査請求し、これらについては、上記アにおいて請求人の主張を述べたので、ではこの問題に関する起業者のやり方は明らかに憲法に違反するについて述べる。

審査請求人の場合、特定地番の所有地に関して起業者から一切の連絡や交渉のない中、ある日突如お前の土地を強制収用する手続きに入った旨の連絡を受けたが、これは財産権を保障した憲法29条を無視したやり方以外の何ものでもない。弁明書は自らの行為の正当性を主張するが、これは国民の側からみれば憲法の存在を無視した暴論であり、これが罷り通るとすれば国民は自らの財産権がいつ冒されるか戦々恐々とした日々を過ごさざるを得なくなるのである。

憲法に保障された財産権を冒して土地を収用する場合は、地権者に十分説明した上で瑕疵のない法的手続きに従って行うべきであり、審査請求人の場合、収用手続きに入る前に一切の説明も連絡もなく、さらに開示請求に対して全く無関係な文書を開示するなど、法的に瑕疵のあるやり方は到底納得できない形で事が進められたのであり、強く抗議するとともにこれらの収用手続きは無効であることを主張する。

第2 認定事実

- (1) 審査請求人は、処分庁に対して、平成26年8月27日付けで、法第12条第1項の規定に基づき、本件開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、平成26年10月6日付け国関整総個情第9号により、法第18条第1項の規定に基づく原処分を行った。
- (3) 審査請求人は、原処分を不服として、平成26年10月20日付けで、国土交通大臣（以下「審査庁」という。）に対して、本件審査請求を提起した。

- (4) 審査庁は、処分庁に本件審査請求に係る弁明書の提出を求めたところ、処分庁は平成26年12月10日付け国関整用企第197号により弁明書を提出し、これに対して、審査請求人は、平成27年1月25日付けで反論書を提出した。
- (5) 審査庁は、平成27年3月3日付け国総情政第325号により、法第42条の規定に基づき、内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (6) 審査会は、(5)の諮問について、平成27年12月10日付け府情個第3955号（平成27年度（行個）答申第84号）により、審査庁に対して答申した。

第3 判断

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、特定地番に係る特定期間に本件請求者を行った用地交渉記録の開示を求めたものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、法14条第7号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、開示された文書は、本件請求保有個人情報と全く無関係の文書であるとして原処分の取消しを求めているが、処分庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定について

- (1) 処分庁に、特定地番に係る用地交渉の状況と審査請求人との交渉経過等を含め、改めて本件対象保有個人情報を特定した経緯等について確認させたところ、処分庁は、次のとおり説明する。

ア 特定地番に係る用地交渉について

特定路線事業に係る用地取得等に関し、事務所において、関係土地所有者等との用地交渉を行っており、事業予定地内にある本件の特定地番の土地は、登記名義人が多数いる共有地となっているため、平成25年10月頃から、その関係者に対し事業への協力等をお願いしているところ、関係者である審査請求人とも何度か話をしている状況で

イ 用地交渉記録について

取扱規則第19条において、用地交渉とは、「土地等の取得等に伴う損失の補償に関して土地等の権利者を行う交渉」と規定されており、土地等の売買契約及び土地等の引渡しに関する各段階において行われるものであり、最終的には、権利者から土地等の引渡しを受けることを目的とし、この目的のために行う一連の話し合いをいうものである。

なお、同第20条においては、補償金額に関しては、補償金明細表を作成した後でなければ、用地交渉を行ってはならないと規定されている。

また、用地交渉記録簿は、取扱規則第22条に基づき作成・保管され、「用地交渉の経過その他必要と認められる事項を記録」することとされている。

特定地番に係る用地交渉記録についても、交渉を行った都度記録したものを残しており、その中から審査請求人が関係したものを本件対象保有個人情報が記録されているものとして特定した。

- ウ 審査請求人は、開示された文書について、具体的に用地交渉した記録は一切なく、本件請求保有個人情報とは全く無関係のものであると



主張するが、用地交渉記録簿の外に用地交渉について記録した文書はなく、用地交渉記録簿として保有しているものから審査請求人の氏名が記載されているものを全て抽出しており、この外に本件請求保有個人情報に該当する文書は保有していない。

- (2) 審査庁において、原処分により一部開示された本件対象保有個人情報の記載内容等を確認したところ、特定された各年月日の「用地交渉記録」又は「打合せ記録」と題する文書には、「出席者」の「相手方」を記載する欄に審査請求人の氏名が記載されており、「打合せ事項」又は「交渉内容」欄においては、当該「相手方」とのやり取り等の内容が記載されていることが認められる。

本件請求保有個人情報の対象として本件対象保有個人情報を特定し、外に特定すべき保有個人情報を保有していないとする処分庁の説明に、不自然・不合理な点は認められないことから、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

第4 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、関東地方整備局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

なお、以上の判断については、本件審査請求に係る審査会答申（平成27年度（行個）答申第84号）に沿ったものである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成28年 3月 9日

国土交通大臣 石井 啓

